令和2年度第3回市民参加推進・評価会議 会議要旨

1	日時	令和2年8月3日(月) 午後2時00分~3時50分
2	場所	大和市役所 政策会議室
3	出席者	委員6人(田邊 誠 委員(会長)、青木 俊介 委員、岩本 翠 委員、
		小川 典子 委員、小室 三枝子 委員、中丸 ちづ子委員)
		事務局4人(政策部長、政策総務課長他2人)
4	傍聴人数	0人
5	議題	(1) 諮問
		(2) 議事
		①令和元年度市民参加手続の実施状況について
		②令和2年度市民参加手続の実施予定等に対する確認事項について
		③その他
6	議事要旨	・大木市長から「令和元年度市民参加手続の実施状況に対する総合評価につ
		いて」の諮問が行われた。
		・会議資料に基づき、事務局から説明を行った。
		・事務局からの説明の後、質疑応答及び意見交換を行った。
7	会議資料	・資料1: 令和元年度市民参加手続の実施状況
		・資料2:令和元年度審議会等委員の公募実施状況
		・資料3:令和2年度市民参加手続の実施予定等に対する確認事項について
		・参考1:令和元年度市民参加手続の実施予定
		・参考2:大和市の審議会等の女性委員の参画状況

【主な質疑等】

- 委 員:実施した施策等について、当初の予定では7事案であったのが、14事案と倍増しているが、どのような理由があったのか。
- 事務局:条例の制定や、法改正に伴う条例改正など年度途中で追加となったものが3事案あった。残りの4事案については、計画の改定・進行管理といった本来年度当初に 把握すべきであったものと考えており、今後、事案を集約する際に適切に確認を 行っていきたいと考えている。
- 会 長:市民参加手続の実施にあたって、採用する手法はどのように決定しているのか。
- 事務局:市民参加推進条例第6条で市民参加手続の対象が定められており、条例の制定や改 廃、計画等の策定や改定など、対象となる事案があった場合には所管課と事務局で 調整し、必要な手法を採用している。
- 委員: 当初予定に掲載されていた7事案については、ほぼ予定通りに実施されている。 第二期大和市子ども・子育て支援事業計画の策定については、審議会が8回開催されるなど、しっかりと審議がされていると感じる。
- 委 員:大和市都市計画マスタープランの改定について、意見交換会等を 30 回実施したことは評価できる。座談会にはどのような団体が参加したのか。

- 事務局:市民や事業者など29団体が参加している。詳しい資料は次回の審議会で配布 する。
- 委員:大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について、意向調査票が届いたが、この計画がどのような計画なのかという資料がなかったので、回答が難しい部分があった。意向調査をする際には、その施策等について説明する簡単な資料を添付してもらいたい。
- 事 務 局:郵送料等の課題もあるが、意向調査を実施する際には施策等の説明資料も添付する よう所管課に依頼していく。
- 委員:総合計画の進行管理について、意向調査で提出された意見にどのように対応したのか。
- 事務局:意向調査で提出された意見は必要に応じて計画書に反映し、その結果を審議会で報告している。審議会で報告した内容については、市のホームページにも掲載している。
- 委員:市民の参加が増えるよう努力することについて答申案に記載してもらいたい。 また、大和市国民保護計画の改定について、意見公募手続を実施しないことと なったとのことだが、条件によって未実施となるものが増えていかないように したほうが良いと考える。
- 事務局:改定内容が軽微である場合など、複数の市民参加手法を採用することが適切でない と判断したときには、その経緯や理由を十分に報告していくようにする。
- 会 長:大和市歩きスマホの防止に関する条例については、意見公募手続を3月に実施 しており、今までの政策形成とは違った流れの中で、タイムリーに実施したい という市の意思が感じられた。
- 委員:歩きスマホの防止に関しては、今回の条例制定で意見を募集して終わりではなく、 今後も市民アンケートを実施するなど周知に努めてもらいたい。
- 会 長:市民討議会はどのように参加者を募っているのか。
- 事務局:無作為抽出の市民3,500人に郵送で案内を送付し、参加を募っているほか、若い世代の意見を取り入れるため、市内の高等学校の生徒にも参加していただいている。
- 委 員:3,500人に案内を送付して、54人の参加というのは少ないように感じる。
- 事務局:ここ数年さまざまなテーマで定期的に開催しているが、参加者には意見を出すだけでなく、グループワークで色々な立場の方の意見を尊重しながら集約するところまで取り組んでもらうので、拘束時間も長く60人程度の参加者数となっている。
- 委 員:市民討議会の手法について、市民参加推進条例には規定しないのか。
- 事務局:市民の意見を聴くためのさまざまな手法の一つとして市民討議会を実施しているが、 特徴的な手法であることもあり、とくに必要なもののみに柔軟に適用していけるよ う、条例に明記するには至っていない。
- 会 長:今日の意見を事務局でとりまとめ、次回答申案の素案として提示してほしい。

以上